

## 花と緑のアドバイザー登録制度実施要綱

### (目的)

第1条 花と緑に関する優れた知識、技術、技能及び経験を有する人材を登録することにより人的ネットワークを確立させ、新潟県、市町村、学校、住民団体、企業団体、一般市民等（以下「団体等」という。）が実施する緑化講演会、緑化講座、緑化学習会、自然観察会等（以下「活動等」という。）における講師、インストラクター、指導者等（以下「講師等」という。）の人材派遣の需要に応えることにより、都市緑化の普及・啓発に資する事を目的とする。

### (個人登録)

第2条 公益財団法人新潟県都市緑花センター理事長（以下「理事長」という。）は、次の要件を満たすものを花と緑のアドバイザー(個人)として登録する。

- (1) 新潟県内に在住するもの。
- (2) 花と緑に関する知識、技術、技能及び経験を有し、都市緑化の普及啓発に熱意のある者。
- (3) 本要綱の趣旨を理解し、進んで協力する意思のある者。

### (団体登録)

第3条 理事長は、次の要件を満たす団体を花と緑のアドバイザー(団体)として登録する。

- (1) 団体の構成員が10名以上であること。
- (2) 団体の活動が5年以上経過していること。
- (3) 団体の活動目的が営利を目的としたものでないこと。
- (4) 団体の構成員のなかで、新潟県内に在住するものが半数以上であること。
- (5) 花と緑に関する知識、技術、技能及び経験を有し、都市緑化の普及啓発に熱意のある団体。
- (6) 本要綱の趣旨を理解し、進んで協力する意思のある団体。

### (登録の申請)

第4条 登録を受けようとする者及び団体（以下「申請者等」という。）は、理事長に申請書（様式第1号または2号及び3号）を提出するものとする。

### (審査)

第5条 理事長は提出された申請書を審査するものとする。

- 2 理事長は審査に関する業務の一部を花と緑に関する有識者に委嘱することができる。

### (審査の結果)

第6条 理事長は審査の結果を申請者等に通知するものとする。

### (登録の実施等)

第7条 理事長は審査の合格者・合格団体に関し、氏名その他必要な事項について登録簿に登録するとともに、当該合格者・合格団体に対し登録通知書（様式第4号）を交付するものとする。

2 登録の有効期間は1年とし、登録者の脱退の意向が示されない場合は、自動更新とする。

(登録の取り消し等)

第8条 理事長は、登録を受けているものが次の各号の一つに該当すると認めるときは、当該登録を取り消すものとする。

- (1) 登録されたものから登録抹消の申出があったとき。
- (2) 講師としての活動ができなくなったと認められるとき。
- (3) 花と緑のアドバイザー登録制度の信用を著しく損なったとき。

(登録簿の公表)

第9条 理事長は登録簿を広く一般に公表し、花と緑のアドバイザー登録制度の周知を図るものとする。

付 則

この規定は、平成12年4月1日から実施する。

付 則

この規定は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この規定は、平成30年4月1日から実施する。

付 則

この規定は、令和2年4月1日から実施する。